

一般社団法人 日本臨床腫瘍薬学会情報交換用メーリングリスト利用内規

日本臨床腫瘍薬学会情報交換用メーリングリストを利用される際は、本内規をご承諾いただいたものとみなします。なお、本内規の内容は必要に応じて変更することがあります。最新の内規は日本臨床腫瘍薬学会ホームページに掲載いたします。メーリングリストご利用の際には最新の利用内規を参照ください。

(目的)

第1条 本内規は、一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会(以下、日本臨床腫瘍薬学会)会員を対象としたメーリングリスト(以下、JASPO ML)を利用する学会員に対し、その利用目的に沿った利用の推進を図るために、利用に当たって遵守すべき事項を示すことを目的とする。

(利用目的)

第2条 JASPO ML は、日本臨床腫瘍薬学会会員間におけるがんに関する円滑な情報交換の促進、会員同士の交流の促進を図ることを目的とする。JASPO ML を利用する者はこれを営利目的で利用してはならない。

(運営)

第3条 JASPO ML は、理事長の監督責任の下、日本臨床腫瘍薬学会メーリングリスト運営委員会(以下ML運営委員会)が JASPO ML の運営管理を行う。

(登録資格)

第4条 JASPO ML に登録できる者は、JASPO 個人会員で電子メールアドレスを有する者とする。また、JASPO ML を利用できる者は、日本臨床腫瘍薬学会会員を原則とする。

(投稿条件)

第5条 利用者が JASPO ML に投稿することができるのは、次の各号に掲げる条件を満たす場合に限る。

1. 投稿にあたっては、本名・所属を明記すること
2. 投稿の内容について一切の責任をもつこと

(代理投稿)

第6条 ML 運営委員会は投稿内容を受け付け、代理投稿することができる。代理投稿を依頼する者は日本臨床腫瘍薬学会会員でなければならない。

(禁止事項)

第7条 JASPO ML の利用に当たっては、以下に該当する内容を投稿してはならない。

- (1) 学会の品位を損ない、または不利益となるおそれのあるもの
- (2) 公序良俗、法令に違反する行為を目的とした利用
- (3) 犯罪的行為に結びつくおそれのあるもの
- (4) 個人および組織等の知的所有権を侵害するおそれのあるもの
- (5) 個人および組織等の権利利益を侵害する行為
- (6) 個人および組織等を誹謗中傷するおそれのあるもの
- (7) 特定の政治活動および宗教活動を支援または妨害するもの
- (8) JASPO ML およびこれに接続する他のネットワークの正常な維持および運用を妨げるもの
- (9) 営利を目的とするもの
- (10) その他 JASPO ML の利用目的から逸脱するもの

第8条(禁止事項に対する指導)

ML 運営委員会は、前条の規定に反する投稿があったと判断する場合、投稿者に同条を遵守するよう指導を行うことができる。

(登録資格の抹消)

第9条 第7条の規定に違反する投稿を繰り返し行うなど JASPO ML の適正な運営に支障を与えているとML 運営委員会が判断する場合、理事長の承認を得て ML 運営委員会は、当該会員の JASPO ML の利用を禁止することができる

(免責事項)

第10条 JASPO ML に投稿されたメッセージの内容については、投稿者がすべての責任を負い、学会としては責任を負わない。また、配信された内容の信頼性に関しては受信者が責任をもって判断しなければならない。JASPO ML 利用による利用者の損害を学会は一切責任を負わない。

(ML 投稿の公表)

第11条 日本臨床腫瘍薬学会は、投稿内容の一部あるいは全部を、個人情報に配慮した上、自由に公表することができる。

(運営への協力等)

第 12 条 JASPO ML の利用者は、配信先アドレスの変更があった場合はすみやかに日本臨床腫瘍薬学会事務局に連絡すること。また、配信先アドレスは日本臨床腫瘍薬学会に登録したアドレスと同一のものとする。なお配信不能の連絡が届いた場合は、ML 運営委員会は利用者に予告なしに当該メールアドレスの登録を削除する事ができる。

(運営の中断)

第 13 条 日本臨床腫瘍薬学会は、運営を妨害する行為を受けた場合、JASPO ML の運営を一時中断することができる。また、メンテナンスによるサーバー停止等、運営上やむを得ない場合は JASPO ML の運営を一時中断することができる。

(内規の変更)

第 14 条 ML 運営委員会は、本内規の改定の必要を生じた場合には、利用者に通知の上、内規を改定することができる。改定内容は日本臨床腫瘍薬学会理事会にて報告し、適宜日本臨床腫瘍薬学会ホームページに最新の内規を掲載するものとする。

(その他)

第 15 条 利用者は、本内規を遵守し、別に定める「JASPO メールングリスト利用上の取り決めについて」を十分理解した上で、JASPO ML を利用しなければならない。

附 則

この内規は、2012 年 12 月 28 日より適用する。

2015 年 12 月 5 日 改定